

# 被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 業務の目的

生活保護法の改正により、健康上の課題を抱える生活保護受給者の支援を行う「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月から必須化されることに伴い、宮崎県が所管する郡部福祉事務所において事業方針を策定するために必要となる、被保護者にかかる医療に関する情報の調査及び分析を行う。

## 2 委託内容

別添「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 委託期間

契約の日から令和2年3月31日まで

## 4 委託料上限額

5,423千円以内（消費税及び地方消費税額含む。）

※ 事業実施に係る費用のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用、広告や文書発送等すべての経費を含む。

## 5 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする

給料、職員手当等、共済費、報償費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

## 6 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について、宮崎県（以下「県」という。）（発注者）及び県福祉事務所と十分打ち合せを行い業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、打ち合せの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

## 7 応募資格

この企画提案協議に応募する者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 企画提案書等の提出時点において県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県税（地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

## 8 スケジュール

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| (1) 質問票受付期限    | 令和元年12月 4日（水）   |
| (2) 参加申込期限     | 令和元年12月 9日（月）   |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和元年12月16日（月）   |
| (4) プレゼンテーション  | 令和元年12月23日（月）予定 |
| (5) 審査結果通知     | 令和元年12月下旬予定     |

## 9 企画提案競技について

### (1) 参加申込書（別紙1）の提出

- ア 提出期限：令和元年12月9日（月）午後5時まで（必着）
- イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

### (2) 質問票（別紙2）の提出

- ア 提出期限：令和元年12月4日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- エ 回答：回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

### (3) 企画書等の提出

- ア 提出書類及び部数
  - ① 企画提案書：6部（正本1部、副本5部）  
様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。なお、提案は、1者1案とする。
  - ② 企画提案競技参加団体の概要：1部  
下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

- (ア) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
- (イ) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））
- ③ 誓約書（別紙3）：1部
- ④ 見積内訳書（任意様式）：1部
- ⑤ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
- ⑥ 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）：原本1部
- ⑦ 県税の納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）：原本1部  
（県内に事業所が無い参加者は、事業所所在地の納税証明書とする。）
- ⑧ その他の書類（任意）：各1部
  - (ア) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料：1部
  - (イ) 類似業務の履行実績（直近2年以内）：1部

イ 提出期限：令和元年12月16日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛

エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

#### （4） 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションによる「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案について、提出書類をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

ア 日程：令和元年12月23日（月） ※予定

イ 場所：県庁附属棟305号室

※ プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。

#### （5） 審査結果の通知

令和元年12月に受託者を決定し、通知する。

#### （6） 契約の締結等

ア 上記（4）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## (7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の期限及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が二案以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

## (8) 著作権

- ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

## (9) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- エ 選定結果の異議申立ては認められない。

## 10 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1  
宮崎県福祉保健部 福祉保健課 保護担当 森  
電 話 0985-26-7075  
F A X 0985-26-7326  
電 子 メ ー ル fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp